

鳥取市優良建設工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注した建設工事（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、優良な工事（以下「優良建設工事」という。）を表彰することにより、建設業者の施工意欲及び施工能力の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象とする工事は、鳥取市発注の建設工事のうち前年度に完成したものとする。

(鳥取市優良建設工事審査委員会)

第3条 優良建設工事の認定を行うため、鳥取市優良建設工事審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。
- 3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は優良建設工事の認定を行うに当たり、委員長が招集する。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 7 委員会の庶務は、総務部検査契約課において処理するものとする。

(選考部会)

第4条 優良建設工事の認定について事前に調査・検討を行うため、委員会に選考部会を置く。

- 2 選考部会は、鳥取市建設工事指名業者選定要綱（平成17年2月1日制定）第5条第1項に規定する建設業者指名審査委員会をもって充てる。

(優良建設工事の選定)

第5条 建設工事発注課の長は、優良建設工事に認定されるべきと思われる建設工事を選定し、各部の選考部会に推薦をする。

- 2 各部の選考部会は、前項で推薦された建設工事について、現場の調査、設計書の確認及び推薦者の推薦理由等の聞取調査を行い、この中から優良建設工事に認定されるべきと思われる建設工事を選定し、委員会に内申するものとする。

(委員会の審議)

第6条 委員会は、優良建設工事の内申があったときは、選考部会の報告に基づき当該建設工事の審査を行い、優良建設工事を認定するものとする。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

(表彰)

第7条 市長は、前条の規定により認定された優良建設工事を施工した建設業者に対し、表彰状を授与するものとする。

2 表彰は年1回行うものとする。

(表彰の取り消し)

第8条 表彰が決定した工事の施工者が、当該年度の優良建設工事表彰式までに建設業法違反等による行政処分又は指名停止を受けた場合は、表彰決定を取り消す。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、優良建設工事の選定、認定及び表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月9日から施行し、平成15年度以後に完成した建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月24日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員（委員長）	副市長
委員	総務部長
〃	都市整備部長
〃	農林水産部長
〃	下水道部長
外部委員	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所工事品質管理官
〃	鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所長